

THE WORLD MEDICAL ASSOCIATION, INC.

エボラウイルス病に関する緊急決議

2014年10月、ダーバン総会（南アフリカ）で採択

背景

アフリカの一部では、数多くのウイルス性疾患が局地的あるいはより広域で流行し、時折健康上の非常事態が引き起こされている。これらのウイルス性疾患としては、ラッサ熱、マールブルグ病、エボラウイルス病（Ebola virus disease、EVD）などが挙げられる。2013年から2014年にかけての西アフリカでのエボラウイルス病の大流行はこれまでの流行よりもはるかに制御が困難であることが判明しており、現在、シエラレオネ、リベリア、ギニアにも感染者がおり、2千人以上が死亡している。エボラウイルス病の死亡率は50～95%の範囲だが、今回の大流行では関連死亡率は約55%とみられる。

患者は感染後の2～21日間は症状が現れないままで、この間にウイルス検査をしても結果は陰性で患者には感染力がなく、公衆衛生上のリスクはない。一旦患者に症状が現れると、エボラウイルス病は血液を含む体液接触を介して広がる。症状としては下痢、嘔吐、出血などが挙げられ、これらすべての体液は潜在的感染源である。

主な対応は、感染対策、医療従事者および体液や死体の処理にあたる者による個人用保護具（PPE）の使用、そして感染者に対する点滴や循環作動薬をはじめとする支持療法である。接触追跡も重要ではあるが、現時点での感染地域の多くでは困難かもしれない。ワクチンおよびいくつかの抗ウイルス剤が開発中だが、成功するとしても今回の大流行には間に合わないだろう。

感染地域で患者の治療にあたっている人々によれば、医療従事者や個人用保護具をはじめとする資源の不足はもちろん、医療従事者や介護者などの感染対策訓練の不足により大流行を制御することが困難になっていることは、明らかである。

緊急事項として感染地域に治療施設を新設するとしている政府がある一方、その他の国では個人用保護具やその他の物資を直接提供している。

勧告

1. WMAは、最も苦しんでいる国や地域における新しい治療施設や隔離施設の緊急設立のため資源を費やしてきた国々を賞賛する。WMAは、エボラウイルス病の流行と闘うための支援強化に全力を傾けるよう、すべての国に要請する。
2. WMAは、医療従事者および補助人員を感染から守り交差感染のリスクを低減するため必要な個人用保護具をただちに供給するよう、国際連合とその機関はもちろん支援機関を通じて活動している国際社会に求める。これには、十分な数の手袋・マスク・ガウンの提供が含まれねばならず、全てのレベルの治療施設が配布先に含まれねばならない。
3. WMAは、地方自治体や各国政府そしてWHOといった機関をはじめとするこの大流行に対応しているすべての関係者に対し、感染物質に接触する可能性のあるすべての人員と介護者のための個人用保護具をはじめとする感染対策手段に関しての十分な訓練に、全力を傾けるよう求める。
4. WMAは、これら例外的状況下で働く人々に敬意を表するとともに、現場で活動する医療提供者と連携し、患者を治療し流行を制御しようとして模索するうえで彼らが直面するリスクを軽減するため、利害関係者に訓練と支援を提供するよう、各国政府と国際機関に強く勧告する。
5. WMAは、各国政府と地方自治体に、基本的感染対策の実践についての公共通信を増やすよう、求める。
6. WMAは、将来の健康上の非常事態における計画と介入がよりうまく伝えられるよう、国際介入の適時性と有効性の研究の促進をWHOに求める。
7. WMAは、すべての国、特に未だ感染のない国に対し、感染抑制方法の強化を含めた現況の症例定義や国内における感染を防ぐための接触者追跡について医療提供者を教育することを強く促すものである。
8. WMAは、各国医師会に対し、この文書に述べられた内容に沿って活動するようそれぞれの国の政府と連絡を取るよう求める。



THE WORLD MEDICAL ASSOCIATION

未承認の治療とエボラウイルスに関する 総会緊急決議

2014 年 10 月、ダーバン総会（南アフリカ）で採択

WMA は、エボラウイルスの治療に際して、ヘルシンキ宣言第 37 項の内容に準拠することを医師に求める。

臨床における未実証の治療

第 37 項

個々の患者の処置において証明された治療が存在しないかまたはその他の既知の治療が有効でなかった場合、患者または法的代理人からのインフォームド・コンセントがあり、専門家の助言を求めたうえ、医師の判断において、その治療で生命を救う、健康を回復するまたは苦痛を緩和する望みがあるのであれば、証明されていない治療を実施することができる。この治療は、引き続き安全性と有効性を評価するために計画された研究の対象とされるべきである。すべての事例において新しい情報は記録され、適切な場合には公表されなければならない。

ヘルシンキ宣言—人間を対象とする医学研究の倫理的原則—

2013 年 10 月 WMA フォルタレザ総会改訂版